

# 新型コロナウイルス感染拡大防止による対応について

## 1. 入所施設等における面会制限等について

(10/11 更新)

新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、ご利用者様の安全と健康を最優先し、次のとおり面会制限などを行っています。

施設・事業所	面会制限などの概要
特別養護老人ホームかがやき ★インターネットテレビ面会可能	10/1 から一部制限解除 (事前連絡・家族のみ2名まで15分程度)
養護老人ホームつばき	10/5 から一部制限解除 (事前連絡・家族のみ2名まで15分程度)
ケアハウスつばき ★インターネットテレビ面会可能	
救護施設つばき	
グループホームなごみ ★インターネットテレビ面会可能	10/1 から一部制限解除 (事前連絡・家族のみ2名まで15分程度)
高齢者生活支援ハウスおとずれ	県外の場合は事前に連絡
高齢者生活支援ハウスやまびこ	

### 【共通事項】

風邪症状や感染が疑われる症状（発熱、呼吸苦、倦怠感、味覚・臭覚に異常、鼻水、咳、喉の痛み、嘔気・腹痛）のある方及びこれらの症状が改善して24時間以上経過していない方、同居の家族に同様な症状のある方は、面会は禁止です。

2週間以内に濃厚接触者及び濃厚接触者の疑いがある方との接触があった場合は、面会は禁止です。

感染が継続して発生している地域への往来があった場合や2週間以内の日常の感染対策が充分でないと判断される場合は、面会をお断りする場合があります。

市内で感染が発生した場合は、上記に関わらず面会を禁止する場合があります。

詳しくは、各施設にお問い合わせ下さい。

## 2. 在宅サービスの利用制限の一部緩和について

(11/11 更新)

新型コロナ感染拡大防止の観点から、直近1週間の新規感染者数が10万人当たり0.5人以上の都道府県（以下「0.5人以上の都道府県」という）からの帰省や同居家族などの当該地域への往来がある場合は、下記のとおり感染防止対策にご協力頂きますようお願いいたします。<https://hazard.yahoo.co.jp/article/20200813#number>

- デイサービス：感染対策確認票及び健康観察票の提出のご協力をお願いします。
  - ① 感染対策への協力のお願い 
  - ② 感染対策確認のための資料
    - ・ 家族が帰省する場合の感染対策確認票（様式1） 
    - ・ 同居家族が県外などへ往来する場合の感染対策確認票（様式2） 
    - ・ 健康観察票（様式3） 
- ショートステイ：施設に問い合わせください。
- ホームヘルプサービス：サービス提供時間帯の調整などを行います。

## 3. お問い合わせ先

詳しくは、各事業所にお問い合わせ下さい。

施設・事業所	電話番号
特別養護老人ホームかがやき デイサービスセンターかがやき	0838-24-4111
デイサービスセンターみしま	0838-23-2828
養護老人ホームつばき ケアハウスつばき 救護施設つばき	0838-24-4128
デイサービスセンターなごみ グループホームなごみ	0838-24-1753
デイサービスセンターおとずれ 高齢者生活支援ハウスおとずれ	0838-24-1294
デイサービスセンターやまびこ 高齢者生活支援ハウスやまびこ	08387-8-2000
田万川うたたね出張所（サテライト事業所）	08387-2-1331
ヘルパーステーションかがやき	0838-24-4123